

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔規則〕

○実用発電用原子炉及びその附属施設  
の位置、構造及び設備の基準に關する  
規則等の一部を改正する規則  
(原子力規制委一三)

### 〔告示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登  
録政治資金監査人名簿に登録した者  
を公告する件  
(政治資金適正化委四九)

○政治資金規正法の規定に基づき、登  
録政治資金監査人の登録を抹消した  
者を公告する件(同五〇)

○著作権法第三十七条第三項の視覚障  
害者等のための複製又は自動公衆送  
信が認められる者の指定の件  
(文化庁五四)

○保安林の指定をする件  
(農林水産一三九五～一四〇四)

○保安林の指定を解除する件  
(同一四〇五)

○地すべり防止区域を指定する件  
(同一四〇六)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引  
の適正化に関する法律に基づく液化  
石油ガス販売事業者の認定の告示  
(経済産業二〇六、二〇七)

○入札対象として指定をする再生可能  
エネルギー発電設備の区分等におけ  
る入札の実施に關する指針の一部を  
改正する件(同二〇八)

○土地収用法の規定に基づき事業の認  
定をした件(国土交通八二一)

○海上における水上標的に対する射撃  
撃訓練を実施する件  
(防衛一七八、一七九)

○海上における水上標的に対する射撃  
訓練を実施する件  
(同一八〇～一八三)

○道路に關する件  
(関東地方整備局二二六)

○道路に關する件  
(中部地方整備局七九)

○道路に關する件  
(中国地方整備局七六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕  
国家公安委員会 警察庁 法務省

〔皇室事項〕  
国家公安委員会 警察庁 法務省

〔官庁報告〕  
法 務

〔公務〕  
法 務

〔官庁報告〕  
国家試験

航空従事者技能証明等に關する試験の  
施行(国土交通省)

〔公 告〕  
諸 事 項

官庁  
財団、有権者申出方関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

## 規 則

○原子力規制委員会規則第十三号  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第二十  
四条第一項第三号、第四十三條の三の六第一項第四号及び第四十三條の三の十四の規定に基づき、実  
用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則等の一部を改正する規則  
を次のように定める。  
平成二十九年九月十一日 原子力規制委員会委員長 田中 俊一

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則等の一部を改正  
する規則  
(改正の対象となる規則の一部改正)

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。  
一 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則(平成二十五年  
原子力規制委員会規則第五号) 別表第一  
二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則(平成二十五年原子力規制委員会  
規則第六号) 別表第二  
三 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に關する規則(平成二十五年原子  
力規制委員会規則第二十一号) 別表第三

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。  
一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線  
を付した部分のように改めること。  
二 二重傍線にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。  
附 則  
(施行期日)  
一 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設(核原料物質、核  
燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(以下「法」という)第四十三條の三の五第二項第五号に  
規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ)に対する第一条の規定による改正後の実用発電用原  
子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則(以下「新実用炉設置許可基準規  
則」という)第四條第五項の規定及び第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属  
施設の技術基準に關する規則(以下「新実用炉技術基準規則」という)第五條第四項の規定の適用  
については、平成三十一年九月三十日までの間は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるもの  
については、この限りでない。

一 平成三十一年九月三十日までの間に行われる次に掲げる許可、認可及び検査  
イ 法第四十三條の三の八第一項の規定による変更の許可(新実用炉設置許可基準規則第四條第  
五項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る)。  
ロ 法第四十三條の三の九第一項の規定による認可(新実用炉技術基準規則第五條第四項の規定  
に適合するために必要な事項に係るものに限る)。  
ハ 法第四十三條の三の十一第一項の検査(ロの認可を受けた工事の計画に従って行われる工事  
に係るものに限る)。

二 前号ハの検査に合格した発電用原子炉施設

別表第一 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表(第一条関係)

改 正 後	(地震による損傷の防止) 第四条 「154 略」 5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。 (炉心等) 第十五条 「155 略」 6 燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。 一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。 二 [略]	改 正 前	(地震による損傷の防止) 第四条 「154 同上」 「項を加える。」 (炉心等) 第十五条 「155 同上」 6 燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。 一 通常運転時における発電用原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。 二 [同上]
-------	--	-------	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表(第一条関係)

改 正 後	(地震による損傷の防止) 第五条 「153 略」 4 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。 備考 表中の「」の記載は注記である。	改 正 前	(地震による損傷の防止) 第五条 「153 同上」 「項を加える。」
-------	---	-------	--

別表第三 試験研究用の供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表(第一条関係)

改 正 後	(炉心等) 第十五条 「154 略」 5 燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。 一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。 二 [略]	改 正 前	(炉心等) 第十五条 「154 同上」 5 燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。 一 通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。 二 [同上]
-------	--	-------	--

(炉心等) 第三十二条 「153 略」 4 燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。 一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。 二 [略]	(炉心等) 第三十二条 「153 同上」 4 燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。 一 通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。 二 [同上]
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

告 示

○政治資金適正化委員会告示第四十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。  
平成二十九年九月十一日 政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名

- 五二九二 二九、八、八 高野 健一
- 五二九三 二九、八、八 丹羽 忠司
- 五二九四 二九、八、八 松岡 功
- 五二九五 二九、八、八 中原 純一
- 五二九六 二九、八、八 上林恵里奈
- 五二九七 二九、八、八 下西 祥平
- 五二九八 二九、八、八 中村 和正
- 五二九九 二九、八、八 野口 茂

○政治資金適正化委員会告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。  
平成二十九年九月十一日 政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 抹消年月日 抹消事由

- 一〇三六 青木 惇美 二九、八、八 本人からの申請
- 二七五六 鈴木 保信 二九、六、二三 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○文化庁告示第五十四号

著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第二条第一項第二号に基づき、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十九年七月七日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。  
平成二十九年九月十一日 文化庁長官事務代理 文化庁次長 中岡 司